## 区市町村民税所得割額（保育料階層）の確認方法

・保育料階層は、世帯の区市町村民税所得割額を基に決定します。

**・階層区分の算定に使用する区市町村民税所得割額とは、税額控除前の区市町村民税所得割額から調整控除を控除した額です。**
**調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除）は適用しません。**
**ただし、令和6、7年度区市町村民税所得割額に限り、定額減税額も控除されます。**

・指定都市（横浜市、川崎市等）で住民税が決定されている場合は、税源移譲により変更される前の税率（6パーセント）を用いて区市町村民税所得割額を算出し、保育料階層を決定します。

・海外収入のある方や大使館職員等は、年間の収入額が分かる資料（給与証明書等）を基に、区市町村民税所得割相当額を算出し、保育料階層を決定します。

・階層の算定は、4月から8月分までは前年度の区市町村民税所得割額、9月から3月分までは当年度の区市町村民税所得割額により行います。

| 保育料階層算定期間 | 算定根拠となる区市町村民税 |
|---|---|
| 4月から8月分 | 前年度の区市町村民税所得割額 |
| 9月から3月分 | 当年度の区市町村民税所得割額 |

※税額変更等があった場合は階層が異なる場合があります。
決定した区立延長保育料については、延長保育料決定通知書でご確認ください。

## 区立延長保育料の算定に使用する区市町村民税所得割額の見方

### 1．会社員等（住民税が給与天引きの方）

住民税が給与から天引きとなっている方は、毎年5月または6月ごろに勤務先を通じて「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」が配布されます。
※会社員の方でも、特別徴収ではなく普通徴収となっている場合があります。徴収方法については、勤務先にご確認ください。
※特別徴収と普通徴収の両方に該当する方は、2ページをご覧ください。
※通知書の書式は、市区町村によって異なります。

「税額控除前所得割額④」を区市町村民税所得割額として区立延長保育料をご確認ください。
実際の延長保育料算定では、「税額控除前所得割額④」の金額から税額控除として1，500円以上の調整控除額（扶養人数や収入等により調整控除額は変動します。なお、合計所得が2，500万円を超える方は調整控除の対象となりません。）及び定額減税額を控除しますが、概ねの区立延長保育料は試算できます（定額減税の金額内訳は摘要欄に記載されます。）。

保護者毎の区市町村民税所得割額を合算し、認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表にあてはめてください。
実際に算定される区立延長保育料とは異なる場合もありますので、ご了承ください。

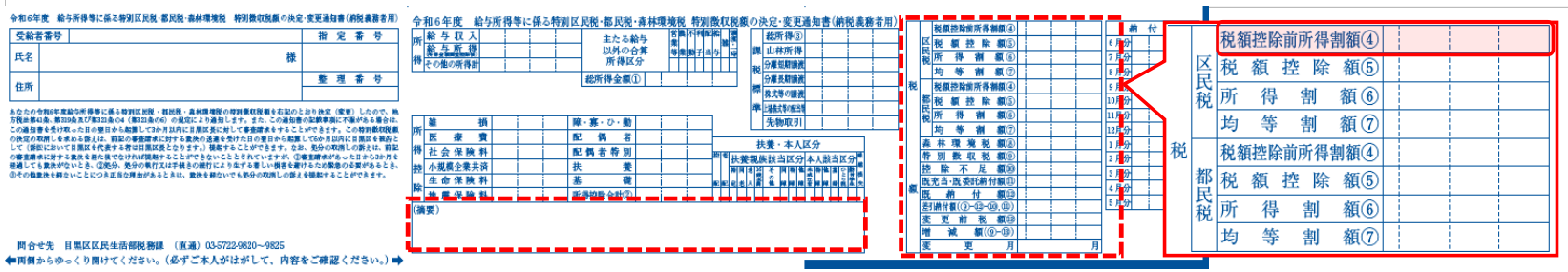

## 2. 自営業等（区民税を自身で納付する方）

毎年6月に区が送付する「特別区民税・都民税 税額決定納税通知書」の「（4）合計税額」の欄をご覧ください。

区立延長保育料を確認する区市町村民税所得割額は、「所得割合計額（A）－（調整控除（B）+定額減税額（C））」となります。

保護者毎の区市町村民税所得割額を合算し、認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表にあてはめてください。
実際に算定される区立延長保育料とは異なる場合もありますので、ご了承ください。

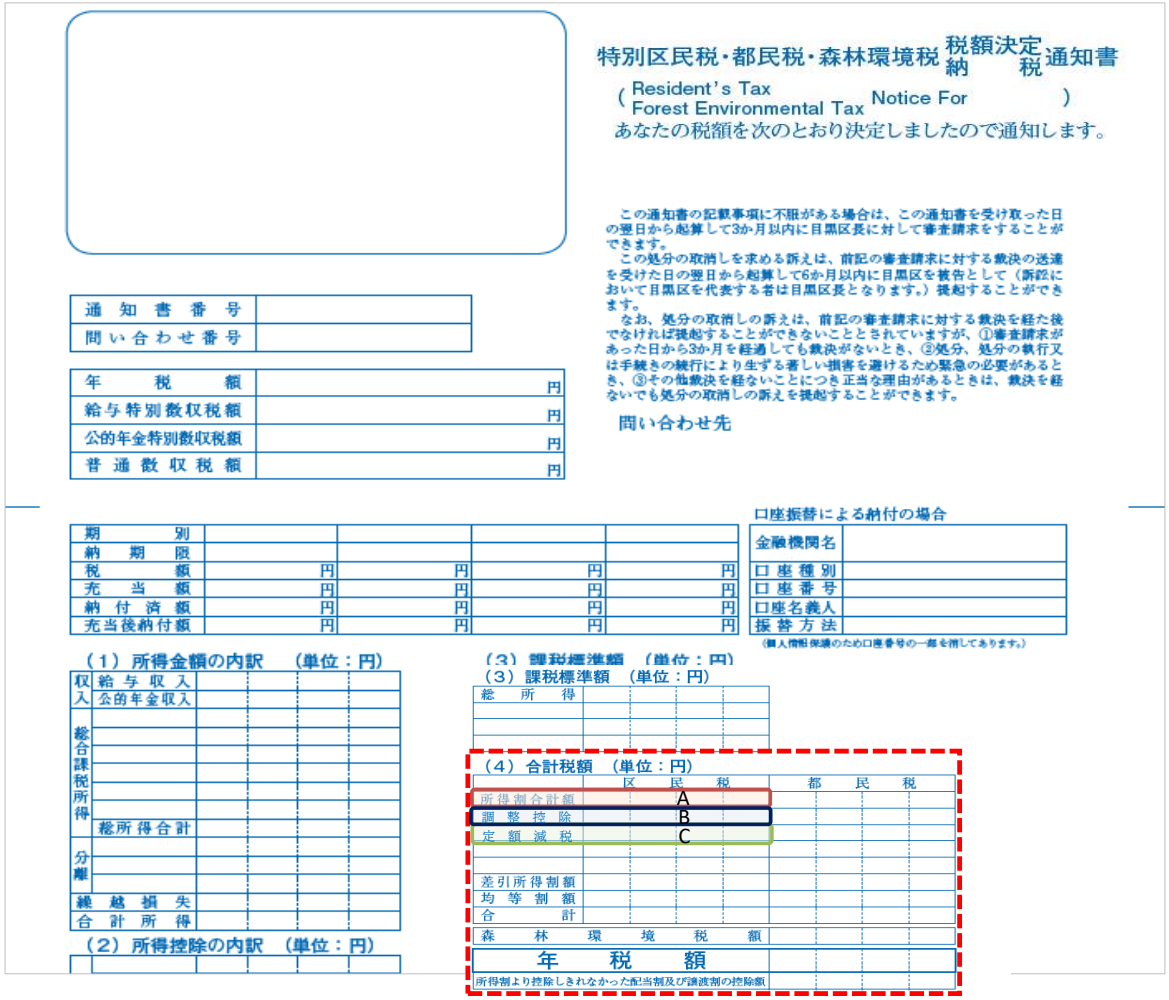

特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定 納税 通知書

（Resident's Tax Forest Environmental Tax Notice For ）

あなたの税額を次のとおり決定しましたので通知します。

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に目黒区長に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に目黒区を被告として（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

| | |
|---|---|
| 通知書番号 | |
| 問い合わせ番号 | |

| | |
|---|---|
| 年税額 | 円 |
| 給与特別徴収税額 | 円 |
| 公的年金特別徴収税額 | 円 |
| 普通徴収税額 | 円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 期別 | | | | |
| 納期限 | | | | |
| 税額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 充当額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 納付済額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 充当後納付額 | 円 | 円 | 円 | 円 |

口座振替による納付の場合

| | |
|---|---|
| 金融機関名 | |
| 口座種別 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義人 | |
| 振替方法 | |

（個人情報保護のため口座番号の一部を消してあります。）

（1）所得金額の内訳 （単位：円）

| | | 区 | 民 | 税 | 都 | 民 | 税 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収入 | 給与収入 | | | | | | |
| | 公的年金収入 | | | | | | |
| 総合課税所得 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 総所得合計 | | | | | | |
| 分離 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 繰越損失 | | | | | | | |
| 合計所得 | | | | | | | |

（2）所得控除の内訳 （単位：円）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

（3）課税標準額 （単位：円）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総所得 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（4）合計税額 （単位：円）

| | 区 | 民 | 税 | 都 | 民 | 税 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 所得割合計額 | | | A | | | |
| 調整控除 | | | B | | | |
| 定額減税 | | | C | | | |
| | | | | | | |
| 差引所得割額 | | | | | | |
| 均等割額 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |
| 森林環境税額 | | | | | | |
| 年税額 | | | | | | |
| 所得割より控除しきれなかった配当割及び譲渡割の控除額 | | | | | | |

### 3. 課税証明書を発行される方

「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」又は「特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定納税通知書」を紛失された場合、再発行はしておりません。
紛失された方、または、非課税の方の場合は、その替わりの書類として、特別区民税・都民税 課税（非課税）証明書（有料）を発行して確認することができます。
詳しくは、目黒区ホームページでご確認ください。

区立延長保育料を確認する区市町村民税所得割額は、「税額控除前所得割（A）－（調整控除（B）+定額減税（C））」となります。

保護者毎の区市町村民税所得割額を合算し、認可保育所等利用者負担額（区立延長保育料）階層表にあてはめてください。
実際に算定される区立延長保育料とは異なる場合もありますので、ご了承ください。

例　令和 6年度（令和 5年分）　特別区民税・都民税・森林環境税　課税証明書

| | |
|---|---|
| 賦課期日住所 | 東京都目黒区上目黒２丁目１９番１５号 |
| 氏名 | 目黒　花子 |

令和 5年中の所得の内訳

| 所得の内訳 | 所得金額 | 控除の内訳 | 所得控除額 |
|---|---|---|---|
| 給与収入額 | ¥5,000,000 | 基礎控除 | ¥430,000 |
| 公的年金等収入額 | ¥0 | 以下余白 | |
| 給与所得（調整控除後） | ¥3,560,000 | | |
| 以下余白 | | | |
| 総所得金額 | ¥3,560,000 | | |
| 総所得金額等 | ¥3,560,000 | | |
| 合計所得金額 | ¥3,560,000 | 所得控除合計額 | ¥430,000 |

| 扶養該当 | | |
|---|---|---|
| 同一生計配偶者 | | 無 |
| 扶養 | 特　定 | 0人 |
| | 老　人 | 0人 |
| | （内同居老親等） | 0人 |
| | 一　般 | 0人 |
| 障害 | 普通障害 | 0人 |
| | 特別障害 | 0人 |
| | （内同居） | 0人 |
| 16歳未満扶養親族 | | 0人 |

| 本人該当 | |
|---|---|
| 特別障害 | 無 |
| 普通障害 | 無 |
| 寡婦 | 無 |
| ひとり親 | 無 |
| 勤労学生 | 無 |

| 税額の内訳 | | 税額控除額 |
|---|---|---|
| 区民税 | 税額控除前所得割 A | ¥187,800 |
| | 調整控除 B | ¥1,500 |
| | 寄附金税額控除 | ¥17,779 |
| | 定額減税 C | ¥6,000 |
| | | |
| | 所得割額 | ¥162,500 |
| | 均等割額 | ¥3,500 |
| | 税額控除前所得割 | ¥125,200 |
| | 調整控除 | ¥1,000 |
| | 寄附金税額控除 | ¥11,853 |
| 都民税 | 定額減税 | ¥4,000 |
| | | |
| | 所得割額 | ¥108,300 |
| | 均等割額 | ¥1,500 |
| | 合計税額 | ¥276,300 |

| | |
|---|---|
| 納税額 | ********** |
| 未納額 | ********** |
| 未納額の内納期限未到来の額 | ********** |

課税標準額　総合分：3,130,000円　分離分：0円　森林環境税：500円（免除額：500円）「合計税額」欄には森林環境税額を含む。

上記のとおり証明します。

令和 6年 4月12日

目黒区長
青木　英一

## 4. 源泉徴収票や給与証明書等からの区市町村民税所得割額の算定

源泉徴収票や給与証明書等では、区立延長保育料の試算に必要な区市町村民税所得割額を確認することはできません。
そのため、税額シミュレーションを活用して区立延長保育料の試算に必要な区市町村民税所得割額をご確認ください。

お手元に源泉徴収票をご用意いただいたうえで、ご確認ください。

目黒区　特別区民税・都民税　シミュレーション
https://zeisim.e-civion.net/tax-

例　令和7年4月～8月の保育料等（令和6年度区市町村民税所得割額）

給与収入のみ：支払金額700万円
控除対象配偶者1名、16歳未満の扶養親族2名の場合

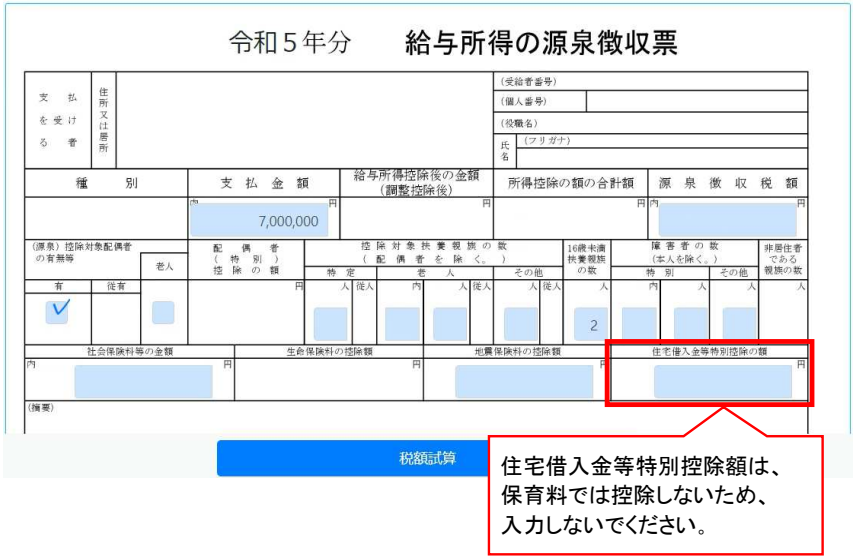


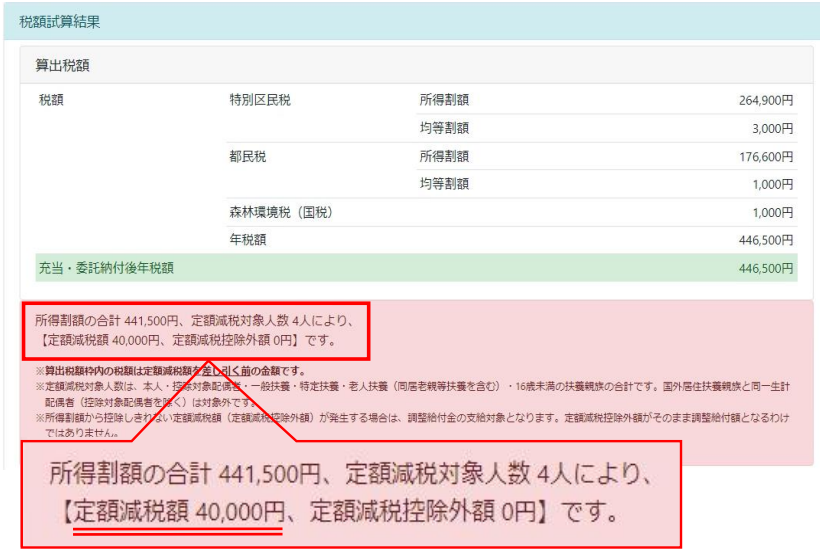


※税額シミュレーションの定額減税額は、「区民税＋都民税」分のため、
区民税分はこの金額の60%となります。

令和7年度個人住民税の定額減税（令和6年度からの主な改正点）

納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年12月31日現在で、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（注記1）を有する方に対して、
1万円の定額減税を実施します。

（注記1）　納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者（国外居住者を除く）の合計所得金額が48万円以下の方。
（注記2）　1万円の定額減税に対し、区立延長保育料の算定には、区民税分の6,000円が適用されます。

必要な項目をすべて入力したうえで、「税額試算」をクリックすれば区立延長保育料の試算に必要な区市町村民税所得割額が確認できます。令和6年度の税額シミュレーションでは定額減税額も記載されますが、令和7年度の税額シミュレーションでは定額減税額の記載はありませんので、ご注意ください。
区立延長保育料を確認する際の参考資料としてご活用ください。
≪注意≫
源泉徴収票は、1年間の収入等に基づき計算されているものであり、その他の収入や控除等がある方、また、確定申告等を行っている方は、この手続きでは正しい区市町村民税所得割額は算定されません。

※課税されている方は、保護者毎の区市町村民税所得割額を合算して区立延長保育料は算定されます。

※上記は大まかな区立延長保育料を把握する方法となります。そのため、実際に算定される区立延長保育料とは異なる場合もありますので、ご了承ください。